

第 3 6 回通常総代会議案書

開催日時：2025 年 5 月 2 1 日（水）18：00～

開催場所：盛岡大学 生協食堂ホール

第 1 号議案 2024 年度 事業報告書・決算関係書類承認の件

第 2 号議案 2025 年度 事業計画及び予算決定の件

第 3 号議案 監事監査規則改定承認の件

第 4 号議案 役員報酬・役員退職金 限度額決定の件

役員選出の件

生活学園生活協同組合 設立趣意書

(現：盛岡大学生生活協同組合)

私達の学園は、キリスト教を見学の精神とし、めざましい発展を遂げております。今日においては、滝沢村への総合移転計画が着々と進んでおり、学生・教職員の学園に寄せる期待は、誠に大きいものがあります。

ところが、移転先の状況を考えた場合、食堂・学用品点をはじめとする学生生活に必要な施設は全くありません。その為、学内に学生のニーズに合った福利厚生施設を完備しない限り、勉学・研究に打ち込むための基本的条件すら満たされない状態となることは必至です。

こうした状況に鑑み、新キャンパスでの福利厚生施設の充実は、学生・教職員にとって不可欠の課題であると考えられます。

1992年以降、18才人口は、年々着実に減少を続けることが予想されるため、大学間のサバイバル競争が、既に始まってきています。大学の中で福利厚生施設を充実させることは、魅力ある大学をつくる上でも、学園の今後の発展にとっても、避けては通ることの出来ない問題ではないでしょうか。

このような認識に基づき、学生・教職員の声を直接に反映できる自主的・自発的な相互扶助の組織である生活協同組合の設立をはかることになりました。

学園の全ての学生・教職員の皆さんがこの趣旨に賛同され、生活学園生協設立の事業に御協力下さいますよう心から御願い致します。

1988年12月22日
生活学園生協設立発起人会
代表 長谷部 茂

■総代会議案書 目次

第1号議案	2024年度 事業報告書・決算関係書類承認の件 2024年度 事業報告書・附属明細書 2024年度 決算関係書類・附属明細書 比較貸借対照表・比較損益計算書 監査報告書
第2号議案	2025年度 事業計画及び予算決定の件
第3号議案	監事監査規則改定承認の件
第4号議案	役員報酬・役員退職金 限度額決定の件 役員選出の件 定款・役員選挙規約・総代選挙規約・総代会運営規約

■総代会 議事次第

1. 成立確認
2. 開会宣言
3. 議長および書記 選出
4. 理事長あいさつ
5. 議案提案および討議
6. 採決
7. 役員選挙
8. 議長解任
9. 閉会宣言

■第1号議案

2024年度 事業報告書・決算関係書類承認の件

1. 2024年度事業報告書

2024年3月1日から2025年2月28日まで

岩手県滝沢市砂込808
盛岡大学生協同組合
理事長 吉村 哲

1 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 事業年度の末日における主要な事業活動の内容

事業種目		主な事業品目等
供給及び利用事業	物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
	サービス提供	アパート・下宿のあっせん事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
	食事提供	組合員に食事を提供する事業。
その他		組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。

2. 事業の方針およびその成果

- ・生協への組合員加入は、前年度とくらべ微増しましたが、CO・OP 学生総合共済等の加入者は減少してしまいました。改めて生協加入の促進と CO・OP 学生総合共済等のお知らせを強化していく必要があります。
- ・新型コロナウイルス以降、学生の生活の変化により学内滞留人口が減っている状況が続いています。利用客数は、購買、食堂とも減少しました。利用客数の少ない状況に合わせ、経費コントロールを行いました。購買、食堂はそれぞれ計画よりも悪化した損益となりました。
- ・食材、物流費の値上げや水道光熱費の値上げにより、大きな影響を受けました。また、購買商品の仕入れ価格、販売価格が改定されています。食堂のメニュー価格改定も実施しました。
- ・学生委員会活動では、生協オリエンテーションなどで対面での企画も実施されました。
- ・購買店舗のリニューアル（移転）について、計画づくりを行っています。引き続き大学と協議を行います。
- ・環境整備協力金については、大学への要望をだし、経営状況等から、継続して全学免除の措置をしていただきました。
- ・岩手県立大学生協と協同的な運営を実施しました。
店舗リーダーミーティングの合同開催、新入生向けのサポートセンターの協同運営など

2024年度事業計画

- ・引き続き店舗利用客数の回復に最大限の対策を実施します。
店舗企画などを実施し「変化のある楽しい店舗」を目指します。
- ・店舗の「あるべき数値」（想定供給高、剰余高、客数、客単価など）を想定し、経費コントロールを実施し安定した経営を目指します。
営業時間の見直し、店舗取扱商品の見直しを行い業務効率の改善を目指します。
- ・組織活動の強化と、学生組織の充実・学生の成長の支援をします。
コロナ禍で衰退してしまった生協の学生スタッフ組織（生協学生委員会、総代（生協委員））の組織化の再整備、活動の見直しを行います。
- ・（課題）食堂の経営効率の改善

食堂店舗は、2024年度は黒字での事業計画としました。黒字化を実現し、その後は、営業計画、サービス内容を含めて再検討します。

- ・(課題) 食堂の施設老朽化対策、リニューアル案の作成 大学との協議
- ・(施設) 購買店舗の老朽化対策 移転リニューアル
食堂・購買店舗ともに、創業から30年近くが経過し、建物および設備が老朽化しております。また、利用客数の減少に合わせた店舗(取り扱い商品の品揃え、メニュー、サービス、スペース)として効率の改善を目指します。
- ・(課題) 職員のレベルアップ(研修) / マニュアル作成 / 役割分担の見直し(業務カセット化)
- ・(近隣の) 岩手県立大学生協と共同的な運営を実施し、業務効率を改善していく取り組みをすすめる。店舗の業務レベルを合わせていく指導。
職員の体制変更を実施して、人件費の削減を行います。

3. 業績 ※詳細については、決算関係書類をご覧ください。

①組合員数及び出資金 組合員数 2,309人 出資金額は2,264万円

②供給高 1億5,904万円

③事業収入(事業総剰余) 3,874万円

④事業経費 人件費 1,888万円 物件費 2,615万円

⑤事業損失金 ▲630万円

⑥事業外損益・特別損益

事業外収益 283万円 事業外費用 59万円

特別利益 197万円 特別損失 0万円

※事業外損益として、補助金収入、勘定科目整理益、整理損があります。

※特別利益として、補助金収入、出資金整理益があります。

⑦税引前当期損失金 ▲227万円

⑧当期末処分剰余金 493万円

※人件費の減少、物件費の増加は、職員体制の変更によるものです。

※購買店舗の冷蔵庫入替(固定資産購入)にあたり、目的積立金の取崩しを行っています。

4 対処すべき重要な課題

- ①新入学生の減少により生協加入者数(加入率)が減少しています。生協を認知してもらい、生協への利用を集めるために生協加入者数(加入率)の増加の取り組みが必要です。
- ②新型コロナウイルスの影響による学生の課外活動、サークル活動等の縮小などにより、学生の生活は変化しました。学内滞留人口が減ったことで、大幅に店舗の来店客数が減少しています。引き続き大学と協議しながら、学内の情勢を見極め営業計画を持つことでの経費コントロールが必要になっています。
- ③砂辺キャンパスの開学当時の施設設備の老朽化がすすんでいます。購買店舗や食堂厨房機器など、計画的な更新が必要な時期に来ています。多額の改修費用がかかりますので、大学とも協議をすすめながら、生協店舗の経営維持に努める必要があります。
- ④本部等サテライト店が安定的な客数を維持していますが、同時にサテライト店に対する要望が増えていきます(店舗が狭い、もっと商品をおいてほしい、など)。大学との協議を行い、新サテライト店計画の作成をすすめる必要があります。
- ⑤学生の組織活動の推進をすすめます。新型コロナウイルスの蔓延により、学生の活動スタイルに変化がありました。新たな活動形態の構築が必要です。

5 財産および損益等の状況

(1) 直前三事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

項目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
組合員数	2,708	2,602	2,449	2,309
出資金額	25,725	24,490	22,950	22,640
供給高	235,547	205,287	171,031	159,047
利用事業収入	0	0	0	0
その他事業収入	9,908	10,273	12,978	10,537
経常剰余金	▲ 1,094	▲ 11,848	103	▲ 4,056
総資産	86,755	76,640	83,213	79,924
純資産	32,397	38,736	39,255	36,684

(2) 供給事業の状況表

①部門別・業態別供給高の状況

(単位：千円)

項目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
[部門別供給高]				
物品	73,301	55,893	58,233	52,458
書籍	37,473	35,448	29,815	27,851
食堂	18,018	21,388	24,210	20,586
その他サービス	106,755	92,558	58,773	58,152
合計	235,547	205,287	171,031	159,047
[業態別供給高]				
店舗	235,547	235,547	171,031	159,047
その他				
合計	235,547	235,547	171,031	159,047

②供給高の店舗別内訳

(単位：千円)

項目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
購買店	217,529	183,899	146,821	138,461
食堂店	18,018	21,388	24,210	20,586
合計	235,547	205,287	171,031	159,047

(3) 受託共済事業概況表

①加入者数の状況

(単位：件)

共済事業の種類	加入者数（成約件数）			
	受元団体名	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 （生命共済）	日本コープ共済生活協同 組合連合会	818	960	85.2%
合計		818	960	

②元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円、件)

共済事業の種類	受元団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払金額		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 （生命共済）	日本コープ共済生活協同 組合連合会	10,521	12,812	82.1%	44	40	110.0%	3,494	4,434	78.8%
合計		10,521	12,812		44	40		3,494	4,434	

6 増資及び資金の借入れその他の資金調達

該当する事項はありません。

7 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資

該当する事項はありません。

8 他の法人との業務上の提携

業 務 提 携 先	所 在 地	提 携 内 容	適 用
生活協同組合連合会 大学生協事業連合	東京都杉並区	商品仕入・経理業務	2018年11月1日より

9 他の会社を小法人等及び関連法人などとする事となる場合における該当他の会社の株式又は持ち株の取得

該当する事項はありません。

10 事業の全部または一部の譲渡または譲受け、合併（存続組合）その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

11 教育事業等の状況

項 目	金 額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	110,000

科 目	内 容	金 額
教育文化費・会議費	学生組織のセミナー・研修等	284,005
合 計		284,005

II 組合の運営組織の状況に関する事項

1 前事業年度における総代会の開催状況

総 代 会 開 催 日	2024年5月21日（火）		
総 代 会 日 現 在 総 代 数	102 名		
出 席 総 代 数	本 人	7 名	
	代 理 人（ 委 任 ）	0 名	
	書 面	92 名	
	合 計	99 名	
（重要な議事、議決事項および議決状況） 第1号議案 2023年度 事業報告書・決算関係書類承認の件 承認可決 第2号議案 2024年度 事業計画及び予算決定の件 承認可決 第3号議案 定款変更の件 承認可決 第4号議案 役員報酬・役員退職金決定の件 承認可決 役員選出の件 信任投票により全候補者が信任された			

総代会総代選挙は総代選挙規約にもとづいて行なわれ、102人の定数に対して82人が立候補し、全選挙区定数内の立候補であるため全員当選とし、2024年4月30日に当選人が公示されました。

2 組合員に関する事項

組合員出資金等増減表

（単位：円）

区 分	組 合 員 数	口 数	組 合 員 出 資 金 総 額	一 人 当 組 合 員 出 資 金 額
期首現在	2,449	4,792	22,950,000	9,371
当期増加	400	799	3,995,000	
当期減少	540	1,061	4,295,000	
期末現在	2,309	4,530	22,650,000	9,812

3 役員に関する事項

(1) 役員の氏名、地位及び担当

(2025年2月末日現在)

役 名	氏 名	就 任 年 月 日	所 属	な ど
理事長 (代表理事)	吉村 哲	2014 年 5 月 10 日	盛岡大学	教員
専務理事 (代表理事)	坂巻 秀樹	2021 年 5 月 25 日	岩手県立大学生協専務理事 (兼任)	生協職員
理 事	矢野 千載	2016 年 5 月 18 日	盛岡大学	教員
理 事	佐藤 貴保	2023 年 6 月 21 日	盛岡大学	教員
理 事	長山 弘	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	教員
理 事	菊池 真帆	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	教員
理 事	小川 修平	2019 年 5 月 27 日	盛岡大学	教員
理 事	山崎 薫	2019 年 5 月 27 日	盛岡大学	教員
理 事	高城 靖尚	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	教員
理 事	高橋 裕子	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	大学職員
理 事	劔持 圭之介	2023 年 6 月 21 日	盛岡大学	大学職員
理 事	工藤 佑作	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	学生
理 事	西城 遼太郎	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	学生
理 事	福田 悠弥	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	学生
理 事	大富 桃子	2024 年 5 月 21 日	盛岡大学	学生
理 事	吉田 知豊	2022 年 5 月 19 日	盛岡大学生協	生協職員
監 事	阿部 勉	2019 年 5 月 27 日	盛岡大学	大学職員
監 事	小山 花子	2017 年 5 月 23 日	盛岡大学	教員

(2) 任期中に辞任した役員

監事 諏訪 哲男

(3) 役員賠償責任保険契約

当組合が、2023年12月に理事会決議にて加入した役員賠償責任保険契約の概要は以下の通り

①保険名称：日本生協連の生協役員賠償責任保険（会社役員賠償責任保険）

②保険契約者：日本生活協同組合連合会

③保険期間：2024年4月1日～2025年4月1日

④被保険者の範囲：当組合のすべての理事および監事

⑤保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。保険料は全額当組合が負担する。

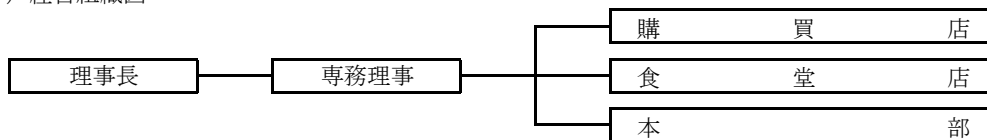
4 職員の数及びその増減のその他職員の状況

区 分	前 期 末 数	当 期 末 数
正 規 職 員	1名	1名 (兼務)
嘱 託 職 員	1名	0名
パート職員	総労働時間	17,031 時間
	正規換算数	9.2 名
		15,146 時間
		8.2 名

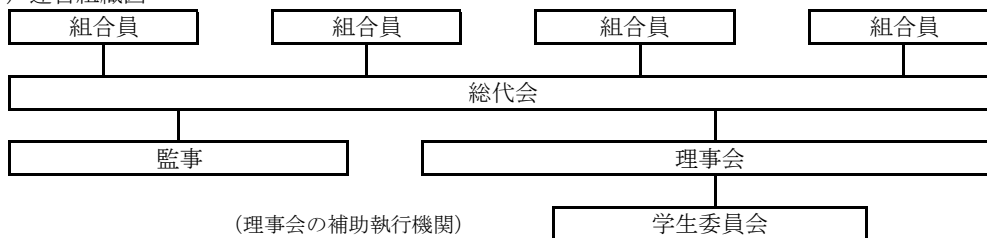
(注1) 定時職員の正規換算人数は、年間1,850時間をもって1名として換算しています。

5 業務の運営の組織に関する事項

(1) 経営組織図



(2) 運営組織図



6 施設の設置状況に関する事項

(単位：平方メートル)

施設名	所在地	土地	店舗面積	適用
本部事務所・購買店舗	岩手県滝沢市砂込808番地	0	194.4	2階建 1階借用
食堂	岩手県滝沢市砂込808番地	0	585.0	4階建 1階借用

(2025年2月末日現在)

7 子法人等及び関連法人等の状況に関する事項

該当する子法人等及び関連法人等はありません。

8 事業連合に関する事項

(1) 事業連合の概況

連 合 会 名	生活協同組合連合会大学生協事業連合																																								
所 在 地	東京都杉並区和田3-30-22																																								
代 表 者	理事長 井内 善臣																																								
設 立 年 月 日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可																																								
事 業 内 容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>																																								
設 立 の 理 由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。																																								
出 資 金 お よ び 口 数	4,871,140,000円 (487,114口)																																								
決 算 月 日	2025年2月28日																																								
出 資 生 協	<table border="0"> <tr> <td>弘前大生協</td> <td>7,308 口</td> <td>宮城大生協</td> <td>720 口</td> </tr> <tr> <td>岩手大生協</td> <td>3,962 口</td> <td>尚綱学院大生協</td> <td>580 口</td> </tr> <tr> <td>盛岡大生協</td> <td>552 口</td> <td>山形大生協</td> <td>5,485 口</td> </tr> <tr> <td>秋田大生協</td> <td>4,438 口</td> <td>福島大生協</td> <td>2,945 口</td> </tr> <tr> <td>東北大生協</td> <td>13,666 口</td> <td>宮城学院生協</td> <td>1,425 口</td> </tr> <tr> <td>東北学院大生協</td> <td>2,886 口</td> <td>弘前学院生協</td> <td>219 口</td> </tr> <tr> <td>東北工大生協</td> <td>833 口</td> <td>みやぎインカレ</td> <td>107 口</td> </tr> <tr> <td>宮城教育大生協</td> <td>591 口</td> <td>岩手県立大生協</td> <td>1,069 口</td> </tr> <tr> <td colspan="4">東北地区16会員 467,860,000円 (46,786口)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他173会員 4,403,280,000円 (440,328口)</td> </tr> </table>	弘前大生協	7,308 口	宮城大生協	720 口	岩手大生協	3,962 口	尚綱学院大生協	580 口	盛岡大生協	552 口	山形大生協	5,485 口	秋田大生協	4,438 口	福島大生協	2,945 口	東北大生協	13,666 口	宮城学院生協	1,425 口	東北学院大生協	2,886 口	弘前学院生協	219 口	東北工大生協	833 口	みやぎインカレ	107 口	宮城教育大生協	591 口	岩手県立大生協	1,069 口	東北地区16会員 467,860,000円 (46,786口)				その他173会員 4,403,280,000円 (440,328口)			
弘前大生協	7,308 口	宮城大生協	720 口																																						
岩手大生協	3,962 口	尚綱学院大生協	580 口																																						
盛岡大生協	552 口	山形大生協	5,485 口																																						
秋田大生協	4,438 口	福島大生協	2,945 口																																						
東北大生協	13,666 口	宮城学院生協	1,425 口																																						
東北学院大生協	2,886 口	弘前学院生協	219 口																																						
東北工大生協	833 口	みやぎインカレ	107 口																																						
宮城教育大生協	591 口	岩手県立大生協	1,069 口																																						
東北地区16会員 467,860,000円 (46,786口)																																									
その他173会員 4,403,280,000円 (440,328口)																																									
当 生 協 の 関 係 役 員	なし																																								

(2) 資産・負債・純資産の状況

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	30,637,534,219	流動負債	34,282,803,551
現金預金	14,431,110,046	買掛金	15,823,827,262
供給未収金	10,831,843,982	短期リース債務	4,366,560
商品	2,449,443,854	未払金	1,254,752,566
貯蔵品	20,097,365	未払法人税等	14,224,200
前払費用	26,554,647	未払消費税等	79,044,000
立替金	658,219,475	未払費用	180,264,188
貸付金	2,317,470	前受金	13,075,532,082
未収金	2,253,389,464	預り金	3,567,236,709
貸倒引当金	△35,442,084	賞与引当金	121,901,785
		仮受金	161,654,199
		固定負債	1,823,939,741
固定資産	8,001,321,231	長期リース債務	5,932,520
有形固定資産	1,838,917,068	預り保証金	57,607,500
建物及び付属設備	908,084,624	役員退職慰労引当金	26,710,165
減価償却累計額	△449,014,554	退職給付引当金	1,698,446,421
構築物	3,587,728	長期未払金	35,243,135
減価償却累計額	△3,561,116	負債 合計	36,106,743,292
機械装置	6,990,768	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△6,723,078	I. 会員資本	2,532,112,158
車両運搬具	2,886,154	1. 出資金	4,871,140,000
減価償却累計額	△2,886,152	2. 剰余金	△2,339,027,842
器具備品	176,430,782	当期未処理損失金	2,339,027,842
減価償却累計額	△154,715,129	当期未処理損失金	2,339,027,842
リース資産	19,848,000	(うち当期剰余金)	(394,432,087)
減価償却累計額	△10,816,000		
土地	1,348,805,041		
無形固定資産	1,965,229,342		
電話加入権	12,026,500		
ソフトウェア	1,499,185,719		
その他無形固定資産	2		
ソフトウェア仮勘定	454,017,121		
その他の固定資産	4,197,174,821		
関係団体出資金	42,540,000		
子会社等株式	257,140,000		
長期保有有価証券	2,898,000,000		
長期貸付金	4,500,000		
長期前払費用	5,915,021		
差入保証金	139,079,800		
長期預金	850,000,000		
		純資産 合計	2,532,112,158
資 産 合 計	38,638,855,450	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,638,855,450

(3) 損益の状況

(単位：円)

科 目	金	額
I. 供給高	91,356,651,461	
供給値引	5,118,543	91,351,532,918
II. 供給原価		
期首商品棚卸高	2,743,918,812	
前期資産評価洗替益	57,659,735	
仕入高	88,977,177,632	
合計	91,663,436,709	
期末商品棚卸高	2,457,177,899	
棚卸資産評価損	42,670,805	89,248,929,615
供給剰余金		2,102,603,303
III. 事業収入		
会員業務受託収入	2,987,994,550	
供給事業手数料収入	546,790,142	
不動産賃貸収入	23,811,828	
その他手数料収入	1,325,794,597	4,884,391,117
事業総剰余金		6,986,994,420
IV. 事業経費		
人件費	2,687,002,762	
物件費	3,984,301,429	6,671,304,191
事業剰余金		315,690,229
V. 事業外収益		
受取利息	59,732,493	
受取配当金	562,900	
雑収入	140,661,686	200,957,079
VI. 事業外費用		
支払利息	11,752,296	
雑損失	83,238,466	94,990,762
経常剰余金		421,656,546
VII. 特別利益	0	0
固定資産売却益	0	
その他売却益	0	0
VIII. 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
その他特別損失	15,166,459	15,166,459
税引前当期剰余金		406,490,087
法人税等		12,058,000
当期剰余金		394,432,087
当期首繰越損失金		2,733,459,929
当期末処理損失金		2,339,027,842

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経いていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

(4) 事業連合との取引の状況

(単位：千円)

区 分	経 常 収 益		経 常 費 用		そ の 他 取 引		
	供 給 高	そ の 他	仕 入 高	そ の 他	収 益	費 用	そ の 他
大学生協事業連合	0	0	119,234	0	0	0	0
取引高	157,984	10,537	127,040	45,048	0	0	0
対取引高率 (%)	0.0%	0.0%	93.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

* 経常費用の仕入高=年間に発生した買掛金の累計

経常収益・供給高	会員→事業連合に対して物品・サービス供給している金額
経常収益・その他	会員→事業連合に対して利用収入等が発生している金額
経常収益・供給高・対取引率	単協の供給高に対する比率
経常収益・その他・対取引率	単協の利用収入+その他事業収入に対する比率
経常費用・仕入高	会員が連合経由で仕入している買掛金の総額
経常費用・その他	会員が連合経由で経費仕入、費用発生している金額
経常費用・仕入高・対取引率	単協の買掛金の発生総額に対する比率
経常費用・その他・対取引率	単協の事業経費に対する比率
その他取引	経常的に起こる取引以外での収益・費用を記入。 例) 連合に対して建物を売却した (会員で、いわゆる特別損益扱いになった取引のうち、対連合のもの)

9. その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2012年4月19日の理事会で「内部統制整備に関する基本方針」を議決しました。

「内部統制整備に関する基本方針」に沿った課題の執行状況は下記のとおりです。

- 1 理事・委員及び職員の職務に執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
 - ・理事会にて新任理事学習を行いました。
 - ・「全職員ヒアリング」を行っています(年1回)
- 2 理事・委員及び職員の職務執行にかかわる情報の保存及び管理を適正に行います。
 - ・総代会、理事会の議案書等は法令に沿って作成され、適切に保存・管理されています。
- 3 損失の危険の管理を行います。
 - ・事業連合による会計、帳票の点検、確認を行っています。また事業連合を通して公認会計士と契約をしています。
 - ・新型コロナウイルスに関する行動基準(ルール)を作成、随時更新し、職員に周知しています。
- 4 理事・委員及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします。
 - ・Webを活用し、用紙等からの手作業を減少させ効率化しました。
 - ・またWebアプリケーションを活用し、情報伝達も効率化しました。
- 5 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します。
 - ・監査方針を作成し、監査方針に基づいた監事監査を実施しました。

盛岡大学生協同組合は、組合員の負託に応え、「大学生協の使命とビジョン」を達成するために事業・活動を行います。この前提として、当生協は「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に係る法令等の遵守」「資産の保全」の4つの目的を達成するために必要な内部統制の整備に関する基本方針は(以下「基本方針」)を次のとおり定めます。

- 1 理事・委員及び職員の職務に執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
- 2 理事・委員及び職員の職務執行にかかわる情報の保存及び管理を適正に行います。
- 3 損失の危険の管理を行います。
- 4 理事・委員及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします。
- 5 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します。

2012年4月19日 盛岡大学生協同組合
2011年度第6回理事会

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ. 2024年度事業報告書の附属明細書

2024年3月1日から2025年2月28日まで

岩手県滝沢市砂込808
盛岡大学生協同組合
理事長 吉村 哲

1 役員報酬等の状況

(単位：千円)

区分	定款上の定員(人)	支払人員(人)	報酬等支払額	適用
理事	15人以上20人以内	0人	0	無報酬
監事	2人以上4人以内	0人	0	無報酬
合計		0人	0	

2 役員と他の法人等の業務執行者兼務状況

区分	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	兼務先名	兼務先での役職
理事	非常勤 (専務理事)	有	坂巻 秀樹	岩手県立大学生協	専務理事
				岩手大学生協	監事
				岩手県生協連合会	理事
理事	常勤	無	吉田 知豊	岩手県立大学生協	理事

3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

4 事業連合に関する事項

(1) 事業連合に対する債権・債務明細表

①債権明細表

(単位：千円)

区分	短期債権			長期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
大学生協事業連合	28,305	321,920	293,615	0	0	0

(注) 短期債権には、組合員からお預かりする商品代金や電子マネー代金等を事業連合が代行収納している金額等が該当します。

②債務明細表

(単位：千円)

区分	短期債務			長期債務		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
大学生協事業連合	19,304	21,923	2,619	0	0	0

(注) 短期債務には、共同仕入れによる商品仕入れ代金および経費仕入代金が該当します。

5 その他の事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅲ. 2024年度決算関係書類

2024年3月1日から2025年2月28日まで

岩手県滝沢市砂込808
盛岡大学生協同組合
理事長 吉村 哲

1 貸借対照表

貸借対照表

2025年 2月 28日 現在

盛岡大学生協同組合

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	66,002,816	流動負債	40,711,431
現金預金	20,337,417	買掛金	21,296,808
供給未収金	11,347,711	未払金	2,545,676
商品及び原材料	11,703,526	未払法人税等	185,000
前渡金	20,000,000	未払消費税等	0
立替金	648,900	未払費用	144,980
未収金	1,731,625	前受金	14,941,338
仮払金	364,430	預り金	43,478
貸倒引当金(短期)	△ 130,793	ポイント引当金	0
固定資産		仮受金	1,554,151
有形固定資産	6,949,298	固定負債	2,527,770
建物及び附属設備	1,174,499	退職給付引当金	2,527,770
同減価償却累計額	△ 774,241	負債合計	43,239,201
	400,258	(純資産の部)	
器具備品	19,504,928	組合員資本	
同減価償却累計額	△ 12,955,888	出資金	22,650,000
	6,549,040	剰余金	14,034,947
無形固定資産	38,684	法定準備金	9,100,000
電話加入権	38,684	任意積立金	0
	38,684	設備備品更新等積立金	0
		組合員利益還元積立金	0
その他固定資産	6,933,350	当期末処分剰余金	4,934,947
関係団体出資金	6,775,000	(うち当期剰余金)	(△2,270,186)
長期前払費用	0		
差入保証金	158,350	純資産合計	36,684,947
資産合計	79,924,148	負債・純資産合計	79,924,148

2 損益計算書

損益計算書

自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

盛岡大学生生活協同組合

(単位：円)

科 目	金	額
供給事業		
供給高	159,047,883	
供給値引	1,063,703	157,984,180
供給原価		
期首商品棚卸高	14,441,077	
仕入高	127,039,751	
期末商品棚卸高	11,703,526	129,777,302
供給剰余金		28,206,878
その他事業収入		
共済受託手数料収入	3,263,671	
供給事業手数料収入	6,921,964	
その他手数料収入	351,941	10,537,576
事業総剰余金		38,744,454
事業経費		
人件費	18,888,771	
物件費	26,159,708	45,048,479
事業損失金		6,304,025
事業外収益		
受取利息	28,145	
雑収入	2,811,151	2,839,296
事業外費用		
雑損失	591,457	591,457
経常損失金		4,056,186
特別利益		
補助金収入	1,211,000	
その他特別利益	760,000	1,971,000
税引前当期損失金		2,085,186
法人税等		185,000
当期損失金		2,270,186
当期首繰越剰余金		2,105,133
目的積立金取崩額		5,100,000
当期末処分剰余金		4,934,947

3 剰余金処分案

2024年度 剰余金処分案

盛岡大学生生活協同組合

(単位：円)

項	目	金	額
I	当期末処分剰余金		4,934,947
II	剰余金処分額		
1	法定準備金	0	
2	任意積立金		
	(1) 設備備品更新等積立金	4,000,000	4,000,000
III	次期繰越剰余金		934,947

注1、法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の4第1項の規定にもとづく積立金です。

当組合では定款第71条により法定準備金は出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、当期剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を積み立てることを定めています。今年度は欠損金があるのでため法定準備金の積立は行いません。法定準備金の残高は9,100,000円で、出資金の40.2%の額となります。

2、任意積立金の設備備品更新等積立金に4,000,000円を積立します。

上記の通り剰余金の処分案を提案します。

2025年5月21日 第36回通常総代会
盛岡大学生生活協同組合
理事長 吉村 哲

4 注記

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①物販商品 売価還元法による低価法
- ②書籍 売価還元法による低価法
- ③食材 最終仕入法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年3月31日以降に取得した建物については定額法。

②無形固定資産

定額法。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法。

③長期前払費用

定額法。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込み額を計上しています。貸倒引当金の処理方法は差額繰入法によります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の収益の主な内訳は、供給高、その他事業収入です。供給高は、組合員に対する商品またはサービスの引渡時点で計上しています。その他事業収入は、組合員に対する役務提供完了時点で収益を計上しています。

(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 役員に対する金銭債権または金銭債務

該当する事項はありません。

(2) 課税売上に係る仮受消費税額は、0円です。

(3) 担保に供している資産

該当する事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 事業外損益の内訳

事業外収益のうち、受取利息・受取配当が28,145円です。雑収入が2,811,151円（勘定科目整理益、電子マネー残高収益処理）

事業外費用は、雑損失が591,457円（勘定科目整理損）です。

(2) 特別損益の内訳

特別利益のうち、1,211,000円が補助金収入です。760,000円が出資金整理益です。

(2) 法人税等には、法人税、県民税、市民税および事業税が含まれています。

4. 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付債務の計上基準

退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を退職給付引当金として計上しています。

(2) 採用する退職給付制度

退職により支給する退職給付にあてるため、日生協企業年金基金による退職一時金制度を採用しています。

(3) 退職一時金制度の退職給付債務等の内容

- ①退職給付債務 0円
- ②退職給付費用当期発生処理額 0円

5. 税効果会計に関する注記

繰延に該当する資産がないため計上しておりません。

6. リース資産に関する注記

貸借対照表に記載されている固定資産のほかに、リース契約により使用している物件は以下のとおりです。

①資産の種類、内容等

器具・備品 : 複合機Docucentre-VII (コピー機)
UTM (ネットワークセキュリティ装置)

- ②当事業年度の末日における取得原価相当額 1,423,900円
- ③当事業年度の末日における減価償却累計相当額 1,423,900円
- ④当事業年度の末日における未経過リース料相当額 0円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

これに該当する取引はありません。

(2) 組合

(単位：千円)

種類	組合の名称	事業連合 出資金総額	当生協 出資割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連法人	大学生協 事業連合	4,871,140	0.11%	仕入先 なし	商品仕入	119,234	買掛金	19,378
					業務委託	2,478	未払金	2,545

(3) 役員及びその近親者

これに該当する取引はありません。

8. 重要な後発事項

該当する事項はありません。

IV. 2024年度決算関係書類の附属明細書

2024年3月1日から2025年2月28日まで

岩手県滝沢市砂込808
盛岡大学生協同組合
理事長 吉村 哲

1 組合員資本の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	備 考
組合員出資金	22,950,000	3,995,000	4,295,000	22,650,000	
法定準備金	7,100,000	2,000,000	0	9,100,000	
任意積立金 備品買替準備積立金	0	5,000,000	5,000,000	0	
任意積立金 災害支援積立金	100,000	0	100,000	0	
当期末処分剰余金	9,105,133		4,170,186	4,934,947	
合 計	39,255,133	10,995,000	13,565,186	36,684,947	

2 借入金の明細

短期借入金、長期借入金共に該当する事項はありません。

3 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資 産 の 種 類	期 首 帳簿価格	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価格	減価償却 累計額	期 末 取得原価
有 形	建物・付属設備	464,210	0		63,952	400,258	774,241	1,174,499
	機械・装置	0	466,364		106,875	359,489	106,875	466,364
	器具・備品	401,996	18,660,365	11,870,001	1,002,809	6,189,551	12,849,013	19,038,564
	計	866,206	19,126,729	11,870,001	1,173,636	6,949,298	13,730,129	20,679,427
無 形	電話加入権	38,684	0	0	0	38,684		
	各種連合会出資金	4,185,000	2,590,000	0	0	6,775,000		
	全国大学生協連差入	768,200	0	9,850	0	758,350		
	長期前払費用	2	0	0	0	2		
計	4,991,886	2,590,000	9,850	0	7,572,036			
合 計	5,858,092	21,716,729	11,879,851	1,173,636	14,521,334	13,730,129	20,679,427	

(注) 主な増減の内容は以下の通りです。

全国大学生協連：大学生協仙台台会館施設利用保証金の戻し入れによるもの。

4 関連団体など出資金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	備 考
大学生協事業連合	2,930,000	2,590,000	0	5,520,000	
全国大学生協同組合連合会	1,135,000	0	0	1,135,000	
岩手県生活協同組合連合会	20,000	0	0	20,000	
コープ共済連合会	100,000	0	0	100,000	
合 計	4,185,000	2,590,000	0	6,775,000	

5 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	備 考
貸倒引当金	-146,878	16,085		-130,793	
退職給付引当金	2,488,770	39,000		2,527,770	
合 計	2,341,892	16,085	0	2,396,977	

6 事業経費の明細

自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

(単位：円)

科	目	金額
1. 人件費		
	職員給与	378,177
	定時職員給与	17,251,506
	退職給付費用	39,000
	法定福利費	948,356
	厚生費	271,732
	人件費合計	18,888,771
2. 物件費		
	教育文化費	284,005
	広報費	912,429
	消耗品	4,544,993
	物流費	370,036
	車両運搬費	554,675
	貸倒引当金繰入損	-16,085
	施設維持管理費	698,880
	減価償却費	1,173,636
	賃借料	594,996
	水道光熱費	3,170,309
	保険料	602,540
	委託料	9,135,918
	研修採用費	53,091
	調査研究費	33,092
	会議費	112,197
	諸会費	810,546
	租税公課	22,715
	通信交通費	590,743
	雑費	32,992
	事業連合委託費	2,478,000
	物件費合計	26,159,708

7 事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細

事業は供給・利用事業のみのため、事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細は、損益計算書および事業経費の明細と同じです。

8 主要な事業に係る資産および負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

1. 主要な資産の内容

(1) 現金・預金の明細

(単位：円)

科目	内訳		期首残高	期末残高	当期増減額
現金・預金	現金	店舗現金	0	0	0
		出納現金	269,223	344,492	75,269
		両替金	760,000	760,000	0
		計	1,029,223	1,104,492	75,269
	預金	普通預金	11,620,313	9,220,040	△ 2,400,273
		定期預金	10,011,735	10,012,885	1,150
計		21,632,048	19,232,925	△ 2,399,123	
合計		22,661,271	20,337,417	△ 2,323,854	

(2) 供給未収金の明細

①内訳

(単位：円)

相手先	金額	備考
盛岡大学	6,121,485	商品代金(校費)
その他	5,226,226	商品代金(クレジット等)
合計	11,347,711	

②回収状況

(単位：円)

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
13,477,187	108,138,425	110,267,901	11,347,711	90.7%

(3) 有価証券の明細

該当する事項はありません。

(4) 商品および貯蔵品の明細

(単位：円)

科目	内訳	金額
商品	物品および食材	11,703,526
	合計	11,703,526

貯蔵品に該当する事項はありません。

(5) 貸付金の明細

該当する事項はありません。

(6) 立替金の明細

該当する事項はありません。

(7) 未収金の明細

(単位：円)

相手先	金額	備考
大学生協事業連合ほか	1,731,625	
合計	1,731,625	

(8) その他出資金の明細

(単位：円)

相手先	金額	備考
大学生協事業連合出資金	5,520,000	
全国大学生生活協同組合連合会出資金	1,135,000	
岩手県生活協同組合連合会出資金	20,000	
コープ共済連合会出資金	100,000	
合計	6,775,000	

(9) 長期前払費用の明細

(単位：円)

内容	期首残高	当期取得	当期償却	期末残高
17年度少額資産	2	0	0	2
合計	2	0	0	2

(10) 差入保証金の明細

(単位：円)

差入先	金額	備考
不動産保証協会	0	脱退のため
全国大学生協連	108,350	
図書カード機器保証金	30,000	
共通図書券加盟店	20,000	図書券図書カード保証金等
合計	158,350	

2. 主要な負債の内容

(1) 支払手形の明細

該当する事項はありません。

(2) 買掛金の明細

(単位：円)

相手先	金額	備考
大学生協事業連合	19,378,816	商品代金
その他	1,917,992	商品代金
合計	21,296,808	

(3) 未払金の明細

(単位：円)

該当する事項はありません。

(4) 未払税金の明細

(単位：円)

内容	金額	備考
法人税	0	
法人県民税	185,000	
法人市民税	0	
法人事業税	0	
合計	185,000	

(5) 未払費用の明細

相手先	金額	備考
大学生協事業連合	144,980	システム運用費他
合計	144,980	

(6) 前受金の明細

(単位：円)

内容	金額	備考
新学期商品	4,096,790	
ミールカード申込金	2,099,900	
電子マネー（ポイント）	8,744,648	
合計	14,941,338	

(7) 預り金の明細

(単位：円)

内容	金額	備考
大学生協連預り金	70,260	
学生生活110番預り金	1,260	
合計	71,520	

(8) 預り保証金の明細

該当する事項はありません。

(9) 長期未払い金の明細

該当する事項はありません。

3. 比較貸借対照表および比較損益計算書

比較貸借対照表

(2025年 2月 28日 現在)

盛岡大学生生活協同組合

(単位：円)

科目	2023年度	2024年度	科目	2023年度	2024年度
(資産の部)			(負債の部)		
I. 流動資産	77,355,413	66,002,816	I. 流動負債	41,469,602	40,711,431
現金預金	22,661,271	20,337,417	買掛金	18,376,982	21,296,808
供給未収金	13,477,187	11,347,711	未払金	2,057,052	2,545,676
商品及び原材料	14,441,077	11,703,526	未払法人税等	185,000	185,000
前渡金	26,000,000	20,000,000	未払消費税等	2,538,900	0
未収消費税等	0	648,900	未払費用	0	144,980
未収金	922,756	1,731,625	前受金	9,771,417	14,941,338
仮払金	0	364,430	預り金	5,434,479	43,478
貸倒引当金(短期)	△ 146,878	△ 130,793	仮受金	3,108,124	1,560,000
II. 固定資産	5,858,092	13,921,332	諸口振替	△ 2,352	△ 5,849
1. 有形固定資産	866,206	6,949,298	II. 固定負債	2,488,770	2,527,770
建物及び附属設備	1,174,499	1,174,499	退職給付引当金	2,488,770	2,527,770
同減価償却累計額	△ 710,289	△ 774,241	負債合計	43,958,372	43,239,201
機械装置	464,210	400,258	(純資産の部)		
同減価償却累計額	0	466,364	I. 組合員資本	39,255,133	36,684,947
器具備品	12,248,200	19,038,564	1. 出資金	22,950,000	22,650,000
同減価償却累計額	0	△ 106,875	出資金	22,950,000	22,650,000
2. 無形固定資産	38,684	38,684	2. 剰余金	16,305,133	14,034,947
電話加入権	38,684	38,684	法定準備金	7,100,000	9,100,000
3. その他固定資産	4,953,202	6,933,350	任意積立金	100,000	0
関係団体出資金	4,185,000	6,775,000	当期末処分剰余金	9,105,133	4,934,947
長期前払費用	2	0	(うち当期剰余金)	(2,058,644)	(△ 2,270,186)
差入保証金	768,200	158,350	純資産合計	39,255,133	36,684,947
資産合計	83,213,505	79,924,148	負債・純資産合計	83,213,505	79,924,148

比較損益計算書

盛岡大学生協同組合

(単位：円)

科目	2023年度実績	2024年度予算	2024年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	171,027,868	201,263,000	159,047,883	△ 11,979,985	△ 42,215,117
供給値引	1,358,765	0	1,063,703	△ 295,062	1,063,703
純供給高	169,669,103	201,263,000	157,984,180	△ 11,684,923	△ 43,278,820
期首商品棚卸高	22,540,291		14,441,077	△ 8,099,214	
仕入高	128,456,643		127,039,751	△ 1,416,892	
期末商品棚卸高	14,441,077		11,703,526	△ 2,737,551	
供給剰余金	33,113,246	35,282,000	28,206,878	△ 4,906,368	△ 7,075,122
共済受託手数料収入	3,300,634	3,550,000	3,263,671	△ 36,963	△ 286,329
供給事業手数料収入	9,416,087	6,140,000	6,921,964	△ 2,494,123	781,964
その他手数料収入	473,373	0	351,941	△ 121,432	351,941
事業総剰余金	46,303,340	44,972,000	38,744,454	△ 7,558,886	△ 6,227,546
職員給与	8,270,320	0	378,177	△ 7,892,143	378,177
定時職員給与	17,031,160	14,870,000	17,251,506	220,346	2,381,506
退職給付費用	382,000	0	39,000	△ 343,000	39,000
法定福利費	1,850,174	1,360,000	948,356	△ 901,818	△ 411,644
厚生費	300,998	200,000	271,732	△ 29,266	71,732
人件費	27,834,652	16,430,000	18,888,771	△ 8,945,881	2,458,771
教育文化費	324,777	300,000	284,005	△ 40,772	△ 15,995
広報費	683,915	1,380,000	912,429	228,514	△ 467,571
消耗品費	4,805,286	4,540,000	4,544,993	△ 260,293	4,993
物流費	100,000	0	370,036	270,036	370,036
車両運搬費	669,604	570,000	554,675	△ 114,929	△ 15,325
貸倒引当金繰入額	51,205	0	△ 16,085	△ 67,290	△ 16,085
施設維持管理費	102,660	320,000	698,880	596,220	378,880
減価償却費	160,130	1,740,000	1,173,636	1,013,506	△ 566,364
賃借料	2,243,858	3,600,000	594,996	△ 1,648,862	△ 3,005,004
水道光熱費	3,519,862	3,610,000	3,170,309	△ 349,553	△ 439,691
保険料	588,800	640,000	602,540	13,740	△ 37,460
委託料	5,064,977	7,720,000	9,135,918	4,070,941	1,415,918
研修採用費	0	0	53,091	53,091	53,091
調査研究費	0	0	33,092	33,092	33,092
会議費	295,175	600,000	112,197	△ 182,978	△ 487,803
諸会費	934,796	1,000,000	810,546	△ 124,250	△ 189,454
租税公課	1,254	0	22,715	21,461	22,715
通信交通費	601,895	600,000	590,743	△ 11,152	△ 9,257
雑費	15,600	0	32,992	17,392	32,992
事業連合委託費	2,748,000	3,960,000	2,478,000	△ 270,000	△ 1,482,000
物件費	22,911,794	30,580,000	26,159,708	3,247,914	△ 4,420,292
事業経費	50,746,446	47,010,000	45,048,479	△ 5,697,967	△ 1,961,521
事業剰余金	△ 4,443,106	△ 2,038,000	△ 6,304,025	△ 1,860,919	△ 4,266,025
受取利息	15,817	0	26,945	11,128	26,945
受取配当金	0	0	1,200	1,200	1,200
雑収入	6,806,535	0	2,811,151	△ 3,995,384	2,811,151
事業外収益	6,822,352	0	2,839,296	△ 3,983,056	2,839,296
雑損失	2,275,602	0	591,457	△ 1,684,145	591,457
事業外費用	2,275,602	0	591,457	△ 1,684,145	591,457
経常剰余金	103,644	△ 2,038,000	△ 4,056,186	△ 4,159,830	△ 2,018,186
特別利益	2,140,000		1,971,000	△ 169,000	
税引前当期剰余金	2,243,644	△ 2,038,000	△ 2,085,186	△ 4,328,830	△ 47,186
法人税等	185,000		185,000	0	
当期剰余金	2,058,644	△ 2,038,000	△ 2,270,186	△ 4,328,830	△ 232,186
当期首繰越剰余金	7,046,489		2,105,133	△ 4,941,356	
目的積立金取崩額	0		5,100,000	5,100,000	
当期末処分剰余金	9,105,133	△ 2,038,000	4,934,947	△ 4,170,186	6,972,947

9 キャッシュフロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

盛岡大学生協同組合

自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日

間接法

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金 (+)	△ 2,085,186
減価償却費 (+)	1,173,636
貸倒引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 16,085
退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	39,000
受取利息及び受取配当金 (-)	△ 28,145
供給債権の増加 (-)・減少 (+) 額	2,129,476
棚卸資産の増加 (-)・減少 (+) 額	2,737,551
前渡金の増加 (-)・減少 (+) 額	6,000,000
その他流動資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 1,822,199
仕入債務の増加 (+)・減少 (-) 額	2,919,826
未払消費税等の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 2,538,900
未払金・未払費用の増加 (+)・減少 (-) 額	633,604
前受金・預り金等の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 221,080
その他流動負債の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 1,858,124
小 計	7,063,374
利息及び配当金の受取額 (+)	28,145
法人税等の支払額 (-)	△ 185,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	6,906,519
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 1,150
固定資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 7,256,726
関係団体等出資金の出資 (-)・減資・脱退 (+) 額	△ 2,590,000
差入保証金の差入 (-)・返還 (+) 額	609,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,238,026
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資金仮受金の増加 (+)・減少 (-) 額	310,000
組合員出資金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 300,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 2,321,507
V 現金及び現金同等物の期首残高	12,649,536
VI 現金及び現金同等物の期末残高	10,324,532

(注) 現金及び現金同等物の範囲

項目	期首	期末
現金及び預金	22,661,271	20,337,417
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 10,011,735	△ 10,012,885
現金及び現金同等物	12,649,536	10,324,532

10 製造原価の明細

該当する事項はありません

(第1号議案)

本議案について、決議内容の趣旨に反しない範囲で、字句の修正を理事会に一任します。

■第2号議案 2025年度 事業計画及び予算決定の件

※本議案について、東日本大震災に相当するような天変地異、新型コロナウイルス感染症への対応など当初予定していた事業運営を行えないような緊急事態が発生した場合に、予算執行の修正を行うことを理事会に一任します。

1. 2025年度事業計画

- ・引き続き店舗利用客数の回復に最大限の対策を実施します。
- ・店舗の「あるべき数値」（想定供給高、剰余高、客数、客単価など）を想定し、経費コントロールを実施し安定した経営を目指します。
経営効率の改善（労働分配率、経費分配率、供給（剰余）に合わせた人員配置）
- ・組織活動の強化と、学生組織の充実・学生の成長の支援をします。
- ・（課題）施設老朽化対策、リニューアル案の作成 購買店舗移転 大学との協議
食堂内に購買商品販売の棚設置
- ・（課題）食堂の経営効率の改善
食堂店舗は、2025年度は黒字での事業計画としました。黒字化を実現し、その後は、営業計画、サービス内容を含めて再検討します。
- ・（課題）職員のレベルアップ（研修）／マニュアル作成／役割分担の見直し
- ・（近隣の）岩手県立大学生協と共同的な運営を実施し、業務効率を改善していく取り組みをすすめる。店舗の業務レベルを合わせていく指導。

2. 2025年度事業予算

■損益計算書（店舗合算 生協全体）

①供給高（売上高）	1億7,405万円
②事業収入（事業総剰余）	4,145万円
③事業経費	人件費 1,518万円 物件費 2,807万円
④事業剰余金	▲181万円

■予算 損益計算書 生協全体

盛岡大学生協同組合		(単位：千円)				
科目	名称	上期	下期	年間	24予算	24実績
811	供給高	103,237	70,820	174,057	201,263	159,047
P0991	供給剰余金	18,078	13,234	31,312	35,282	28,206
822	共済受託手数料	1,560	1,910	3,470	3,550	3,263
824	供給事業手数料	4,240	2,430	6,670	6,140	6,921
826	その他手数料収	0	0	0	0	351
P0850	その他事業収入	5,800	4,340	10,140	9,690	10,535
P0992	事業総剰余金	23,878	17,574	41,452	44,972	38,741
P0730	人件費合計	7,734	7,454	15,188	16,430	18,888
P0750	物件費合計	13,257	14,822	28,079	30,580	26,159
P3000	事業経費合計	20,991	22,276	43,267	47,010	45,047
P0993	事業剰余金	2,887	▲4,702	▲1,815	▲2,038	▲6,306
P0870	事業外収益	0	0	0	0	2,839
P0770	事業外費用	0	0	0	0	591
P0994	経常剰余金	2,887	▲4,702	▲1,815	▲2,038	▲4,058

■ 予算 損益計算書 (店舗別)

(単位 千円)

購買店				
科目	名称	上期	下期	年間
811	供給高	91,967	60,680	152,647
P0991	供給剰余金	13,172	8,655	21,827
P0850	その他事業収入	1,520	330	1,850
P0992	事業総剰余金	14,692	8,985	23,677
P0730	人件費合計	4,740	4,640	9,380
P0750	物件費合計	1,945	1,890	3,835
P3000	事業経費合計	6,685	6,530	13,215
P0993	事業剰余金	8,007	2,455	10,462
P0870	事業外収益	0	0	0
P0770	事業外費用	0	0	0
P0994	経常剰余金	8,007	2,455	10,462

食堂				
科目	名称	上期	下期	年間
811	供給高	11,270	10,140	21,410
P0991	供給剰余金	5,410	4,866	10,276
P0850	その他事業収入	0	0	0
P0992	事業総剰余金	5,410	4,866	10,276
P0730	人件費合計	2,994	2,814	5,808
P0750	物件費合計	1,500	1,620	3,120
P3000	事業経費合計	4,494	4,434	8,928
P0993	事業剰余金	916	432	1,348
P0870	事業外収益	0	0	0
P0770	事業外費用	0	0	0
P0994	経常剰余金	916	432	1,348

本部				
科目	名称	上期	下期	年間
811	供給高	0	0	0
P0991	供給剰余金	▲ 504	▲ 287	▲ 791
P0850	その他事業収入	4,280	4,010	8,290
P0992	事業総剰余金	3,776	3,723	7,499
P0730	人件費合計	0	0	0
P0750	物件費合計	9,812	11,312	21,124
P3000	事業経費合計	9,812	11,312	21,124
P0993	事業剰余金	▲ 6,036	▲ 7,589	▲ 13,625
P0870	事業外収益	0	0	0
P0770	事業外費用	0	0	0
P0994	経常剰余金	▲ 6,036	▲ 7,589	▲ 13,625

■ 予算 商品分類別供給高（店舗別）

（単位千円）

購買店 分類別供給高予算					
大分類	中分類	名称	上期	下期	年間
01分類	0100	文具	3,010	2,800	5,810
02分類	0200	情報機器	20,470	6,700	27,170
03分類	0300	PCソフト	60	60	120
06分類	0600	日用雑貨	130	112	242
07分類	0700	※食品・菓子	3,490	3,000	6,490
08分類	0800	※パン・米飯	3,520	2,750	6,270
09分類	0900	※飲料・デザート	3,286	2,680	5,966
11分類	1100	コピー	85	80	165
12分類	1200	写真・印刷	110	85	195
13分類	1300	官製品	1,065	720	1,785
25分類	2500	プリペイドギフトC	620	550	1,170
27分類	2700	※物販その他（内外）	350	390	740
30分類	3000	自動車教習所	36,700	30,400	67,100
63分類	6300	※テイクアウト	1,761	1,553	3,314
84分類	8400	スタディガイド（内内）	1,010	0	1,010
87分類	8700	自主講座・就活（内内）	1,000	800	1,800
89分類	8900	書籍総合	15,300	8,000	23,300
店舗合計			91,967	60,680	152,647
食堂 分類別供給高予算					
大分類	中分類	名称	上期	下期	年間
62分類	6299	メニュー	6,060	6,790	12,850
63分類	6300	※テイクアウト	5,210	3,350	8,560
店舗合計			11,270	10,140	21,410

（第2号議案）

本議案について、決議内容の趣旨に反しない範囲で、字句の修正を理事会に一任します。

■第3号議案 監事監査規則改定承認の件

監事会において、監事監査規則を改定いたしました。

この件について、総代会での承認をお願いします。

1. 改正内容

改正案	現行
<p>(全員同意事項)</p> <p>第12条 次に掲げる事項は、監事全員の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意</p> <p>(2) 組合員による理事(理事であった者を含む、3号及び4号において同じ)の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意</p> <p>(3) 組合員による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</p> <p>(4) 組合による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</p> <p>(5) 監事による公認会計士等の解任</p> <p>(6) 各監事の報酬</p>	<p>(全員同意事項)</p> <p>第12条 次に掲げる事項は、監事全員の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 理事の責任の一部免除に関する議案を総会に提出することに対する同意</p> <p>(2) 組合員による役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意</p> <p>(3) 組合員による役員の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</p> <p>(4) 各監事の報酬</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、2008年5月22日から施行する。</p> <p>2 2016年5月18日 一部改定</p> <p>3 2023年4月30日 一部改定</p> <p>4 2025年5月21日 一部改正施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、2008年5月22日から施行する。</p> <p>2 2016年5月18日 一部改定</p> <p>3 2023年4月30日 一部改定</p>

2. 改正の理由

本条は、監事会において監事全員の同意によって決定すべき事項を列挙していますが、生協が提起した理事・元理事の責任追及訴訟で和解をする場合の手續きに関する規定(生協法第31条の8)が設けられたことを受けて第4号を新設します。

理事・元理事と組合の間の訴訟については監事が組合を代表しますが、その訴訟で和解が成立した場合、和解の効力が組合に及ぶため、同一案件に関して別の監事が別の訴訟で争うことはできなくなります。そうした問題を生じないようにするため、和解にあたっては監事全員の同意が必要とされました。第4号の新設に伴い、関係する号の条文の修正・追記と繰り下げをしています。

(第3号議案)

本議案について、決議内容の趣旨に反しない範囲で、字句の修正を理事会に一任します。

■第4号議案 役員報酬・役員退職金 限度額決定の件

1. 退職金を除く役員報酬について

非常勤理事・監事については無報酬を予定します。

理事（16名）の報酬：無報酬

監事（3名）の報酬：無報酬

2. 退職金である役員報酬について

該当ありません。

（第4号議案）

本議案について、決議内容の趣旨に反しない範囲で、字句の修正を理事会に一任します。

■役員選出の件

理事16名・監事3名を選出します。

理事			所属	
1	小川 修平	教員	英語文化学科	
2	佐藤 優	教員	日本文学科	新任
3	塚崎 夏子	教員	日本文学科	新任
4	佐藤 貴保	教員	社会文化学科	
5	高城 靖尚	教員	社会文化学科	
6	藤田 清澄	教員	児童教育学科	新任
7	菊池 眞帆	教員	栄養科学科	
8	吉村 哲	教員	幼児教育科	
9	高橋 裕子	職員	法人事務局	
10	吉田 美香子	職員	大学事務局	新任
11	西城 遼太郎	学生	児童教育学科3年生	
12	近藤 歩畝	学生	日本文学科2年生	新任
13	鈴木 陽希	学生	社会文化学科2年生	新任
14	大富 桃子	学生	児童教育学科3年生	
15	吉田 知豊	生協職員	盛岡大学生協	
16	坂巻 秀樹	生協職員	盛岡大学生協	
監事			所属	
1	小山 花子	教員	社会文化学科	
2	阿部 勉	職員	法人監査室	
3	高橋 良延	生協職員	岩手大学生協	新任

監査報告書（2024年度末監査）

私たち監事は、2024年3月1日から2025年2月28日までの2024年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事会は、監査の方針、職務の分担等を定め、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監事は、監事会の定めた監査の基準に準拠して、監査方針、職務の分担等に従い、理事、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集等を行い、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、理事会等に出席し、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認し、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果


剰余金処分案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

3 特記事項

特になし

2025年4月14日

盛岡大学生生活協同組合

監事 小山 花子 

監事 阿部 勉 

目次

第1章 総則（第1条～第5条）
第2章 組合員及び出資金（第6条～第17条）
第3章 役員（第18条～第41条）
第4章 総代会及び総会（第42条～第65条）
第5章 事業の執行（第66条～第67条）
第6章 会計（第68条～第80条）
第7章 解散（第81条～第82条）
第8章 雑則（第83条～第85条）
附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

（名 称）

第2条 この組合は、盛岡大学生協同組合という。

（事 業）

- 第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、（これに加工し、又は生産して）組合員に供給する事業。
 - (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設けて組合員に利用せしめる事業。
 - (3) 組合員の生活改善及び文化の向上を図る事業。
 - (4) 組合員の生活の共済を図る事業。
 - (5) 組合員及び組合従業員の事業に関する知識の向上を図る事業。
 - (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行事業。
 - (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
 - (8) 前各号の事業に附帯する事業。

（区 域）

第4条 この組合の区域は、学校法人盛岡大学の職域とする。

（事務所所在地）

第5条 この組合は、事務所を岩手県滝沢市に置く。

第2章 組合員及び出資金

ができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

（脱退組合員の払戻し請求権）

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払戻出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払戻出資額に相当する額
- (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払戻出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

（出 資）

- 第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。
- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
 - 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
 - 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

（出資1口の金額及びその払込み方法）

第15条 出資1口の金額は、5、000円とし、全額一時払込みとする。

（出資口数の増加）

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

（出資口数の減少）

- 第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
 - 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払戻出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
 - 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

（組合員の資格）

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

（加入の申込み）

- 第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。
- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
 - 3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
 - 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受領したときに組合員となる。
 - 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（加入承認の申請）

- 第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。
- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
 - 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
 - 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（届出の義務）

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

（自由脱退）

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

（法定脱退）

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

（除 名）

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名すること

第3章 役 職 員

（役 員）

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人以上4人以内

（役員選挙）

- 第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。
- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のもの、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
 - 3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

（役員補充）

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

- 第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。
 - 3 役員は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
 - 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

（役員兼職禁止）

- 第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。
- (1) この組合の理事又は使用人
 - (2) この組合の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

（役員責任）

- 第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
 - 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の議決に基づき行われたときは、その議決に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
 - 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の議決によって免除することができる。

- 6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第2項による理事の責任の免除に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の議決があった場合において、当該決議後同項の役員に対し退職慰労金（当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。）を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- (1) 理事 次に掲げる行為
- イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告
- (2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらのものは、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。
- (2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- (3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

- 第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

- 第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を（各）事務所に備え置かなければならない。
- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

- 2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

- 3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない

(監事の職務及び権限)

- 第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員報酬)

- 第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。
- 2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

- 第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、代表理事という。）を選定しなければならない。
- 2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事)

- 第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人を理事会において互選する。
- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事長、専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

- 第29条 理事会は、理事をもって組織する。
- 2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

- 第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知（電磁的方法を含む）を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

- 第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定

- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

- 第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の差止め)

- 第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

- 第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。
- (1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

- 第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(職員)

第41条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、職務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第42条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第43条 総代の定数は、100人以上130人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第44条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第45条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第46条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第47条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補充総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第48条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第49条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第50条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない

のについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第56条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第57条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合。

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第58条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第59条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第60条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 組合員の除名

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第61条 総代は、第52条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

い。

(総代会の招集者)

第51条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第52条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む)を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第53条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(延期又は続行の決議)

第54条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合において、第52条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第55条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5) 出資一口の金額の減少

[削除]

(6) 事業報告書及び決算関係書類

(7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第52条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてののみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するも

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第52条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第65条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第62条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第63条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第64条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、代表理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にならなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第65条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第66条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第67条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、薬品・切手類、煙草、酒、プレイガイド鞆徒物書、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。

(1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

第6章 会計

(事業年度)

第68条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第69条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第70条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第71条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金でをん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金でをん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第72条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域（及びこの組合の区域）において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第73条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第74条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金ををん補し、第71条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第72条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお剰余があるときに行うことができる。

数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第77条 この組合は、剰余金について、第73条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金でをん補)

第78条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのをん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第79条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第80条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第81条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学する者を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第82条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後に残る剰余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれをしなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第75条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第76条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端

(公告の方法)

第83条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 前項のほか、必要がある場合は電子公告の方法によっても行うことができる。

3 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、第1項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第84条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第85条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1.この定款は、組合の成立の日から施行する。

2.第62条の事業年度において、事業開設初年度にあつては、組合の成立の日から翌年2月末日までを事業年度とする。

3.1991年6月12日一部改定

4.1997年10月3日一部改定

5.2006年2月16日一部改定

6.2008年6月13日一部改定

7.2011年5月31日一部改定

8.2014年5月20日一部改定

9.2016年5月18日一部改定

10.2020年6月26日一部改定

11.2021年5月25日一部改定

12.この定款は一部改定し、2022年5月20日から施行し、2022年10月1日から適用する。

役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、盛岡大学生活協同組合（以下、「組合」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続き開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、役員選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

5 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員選挙の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。

2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

(1) 役員選挙区及び選挙区ごとの定数

(2) 候補者の受付期間と手続き方法

(3) その他必要な事項

2 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。

使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

(1) 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの

(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦承諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦承諾を取消することができる。

2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。

2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。

3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

(補充選挙)

第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱い、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(立候補の届け出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、役員の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。

3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。

4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦承諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。

2 総代会に出席した総代（第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。）は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。

3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。

4 候補者が定数内の選挙区については信任投票を行う。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。

2 前条第4項の信任投票を行った選挙区については、総代会に出席した総代の過半数の信任を得た者を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第19条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。

2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行

(施行期日)

1. この規約は、2007年5月10日より施行する。

2. 2008年5月22日一部改正・施行する。

3. 2015年5月19日一部改正・施行する。

4. 2020年6月18日一部改正・施行する。

総代選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、盛岡大学生協同組合（以下、「組合」という。）の総代の選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第43条の定める範囲内において理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の総代選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。
2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
3 委員は、総代選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から総代選挙管理委員長1人を互選する。
4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。
5 委員会は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか、理事会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(選挙の手順)

第5条 任期満了に伴う総代選挙は、通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行ない、21日前までに投票を行い、16日前までに当選者決定の公告を行うものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第6条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- 1) 選挙区及び選挙区ごとの定数
- 2) 候補者の受付期間と手続き方法
- 3) 投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票の方法
- 4) 候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨
- 5) その他必要な事項

(候補者の届け出)

第7条 総代に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。
2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出ることができる。

とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会は当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、その選挙区について再選挙を行う。

(追加選挙)

第17条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、通常総代会までの間に、定員割れとなったすべての選挙区で追加選挙を行い、総代総数が定款に定める定数の下限以上となるよう努めるものとする。

(定款に定める定数の下限から欠いている場合の措置)

第18条 現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠いているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める取り扱いをするものとする。

- 1) 総代会の成立の確認 定款に定める定数の下限の人数の半数以上の出席で総代会が成立するものとする
- 2) 役員の解任請求又は臨時総代会招集請求の成立の確認 現に就任している総代の5分の1以上の同意でその請求が成立するものとする

(補充)

第19条 現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の5分の1を超えて欠けている場合において臨時総代会を招集しようとするときは、定員割れのすべての選挙区で補充選挙を実施しなければならない。
2 前項の規定は、監事が総代会を招集するとき又は総代の5分の1以上の同意を得た請求に基づき理事長が総代会を招集するときには適用しない。
3 第1項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、補充選挙を実施する。
4 補充選挙については、前各条を準用する。

(細目等)

第20条 総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第21条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

- 1 この規約は、2007年5月10日より施行する。
- 1 2008年5月22日一部改正・施行する。
- 1 2015年5月19日一部改正・施行する。

(投票に関する公告と周知)

第8条 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の4日前までに、候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。

2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。

(選挙運動)

第9条 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第10条 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行う。

(当選者)

第11条 当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。

2 前項の定めにかかわらず、候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

(無効投票)

第12条 次の投票は無効とする。

- 1) 総代選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの
- 2) 定められた投票方法に違反したもの

(立会人)

第13条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公告)

第14条 総代選挙管理委員長は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の選挙区、氏名を公告する。

(就任)

第15条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。

2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。

(異議申し立て)

第16条 選挙に関する異議は、当選の公告をした日の3日後の日までに総代選挙管理委員長に対して書面をもって行う。

- 2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。
- 3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申し立ての日から3日以内に異議申立人に通知する。
- 4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効

総会及び総代会運営規約

盛岡大学生協同組合

(総則)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、盛岡大学生協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。

- 2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
- 3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

(資格確認)

第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が決める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。

2 定款第61条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

(議決権及び選挙権の書面による行使)

第3条 定款第61条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。

- 1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。）
- 2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの
- 2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は前2条に関する確認を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

(開会)

第5条 出席者が定款第56条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(議長)

第6条 理事は、総代会にはかって、出席した総代の中から議長1人を選出する。

2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。

3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかって書記若干名を指名する。

(議事運営委員会)

第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限等)

- 第9条 出席者は議長の定めたる席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。
- 2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。
- 3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

(発言)

- 第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかって定める。
- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。
- 3 議長は、総代会にはかって、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 4 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する説明)

- 第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。
- 2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。
 - (1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合
 - (2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合
 - (3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合
 - (4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
 - (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返し説明を求められる場合
 - (6) その他正当な理由がある場合

(議事進行に関する動議)

- 第12条 総代は、討論の統行と終結、総代会の統行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。
- 2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。
- 3 第1項の動議は、出席した総代の議決権(代理人による議決権を含み、書面による出席者及び議長は出席した総代の数に参入しない。)の過半数の賛成で議決する。

(修正動議)

- 第13条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会の会日の5日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。
- 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

- 2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。

- 4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

(表決結果の宣言)

- 第20条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。
- 2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

(傍聴)

- 第21条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。
- 2 総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(秩序の保持)

- 第22条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。
- 2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(総会)

- 第23条 総会の運営にあたっては、この規約の各条を準用する。この場合において、第2条中「総代2人まで」とあるのは「組合員9人まで」と、第12条及び第13条中「総代10人以上」とあるのは「組合員30人以上」と読み替えるものとする。

(改廃)

- 第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1. この規約は、組合成立の日から施行する。
1. 2008年5月22日一部改正・施行する。
1. 2015年5月19日一部改正・施行する。

- 3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。
- 4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代(賛同した者を含む。)のほかに総代10人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。
- 5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案と多多少異なるものから順次表決するものとする。
- 6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。
- 7 修正動議は、出席した総代の議決権(書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。)の過半数の賛成で議決する。
- 8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

- 第14条 総代は、定款第55条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。
- 2 前項に定める動議(以下、「緊急動議」という。)については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。
- 3 緊急動議は、出席した総代の議決権(議長は出席した総代の数に参入しない。)の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して出席したもののみならず、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

(一事不再議)

- 第15条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

- 第16条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。
- 2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。
- 3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。
- 4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

(総代会の打ち切り、延期及び統行)

- 第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は統行することができる。

(討論の終結)

- 第18条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。

(表決の方法)

- 第19条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。